

市第 157 号議案

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請

次のように第三セクター等改革推進債を起債するため、総務大臣に許可の申請をする。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

1 起債の目的

横浜市土地開発公社の解散に伴い、本市がその元金及び利子の支払を保証し、並びに損失補償を行っている同公社の借入金の償還に要する経費に充てるため

2 起債の限度額

138,345,000,000 円

3 起債の方法

市債証券の発行又は普通貸借

4 起債の利率

年 5.0 パーセント以内

5 償還の方法

起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

提 案 理 由

地方財政法第33条の5の7第1項の規定による地方債の起債に係る許可の申請をしたいので、同条第3項の規定により提案する。

参 考

地方財政法（抜粋）

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第 33 条の 5 の 7 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第 5 条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体はその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であって総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

（第 4 号省略）

- 2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更

しようとする場合は、第5条の3第1項及び第6項並びに第5条の4第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(第4項から第7項まで省略)